

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和3年8月27日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100091号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100036号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成18年8月11日、同年12月26日、平成19年8月10日、同年12月26日及び平成20年8月8日の標準賞与額を35万円、同年12月26日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成18年8月11日、同年12月26日、平成19年8月10日、同年12月26日、平成20年8月8日及び同年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年8月11日、同年12月26日、平成19年8月10日、同年12月26日、平成20年8月8日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月  
② 平成18年8月  
③ 平成18年12月  
④ 平成19年8月  
⑤ 平成19年12月  
⑥ 平成20年8月  
⑦ 平成20年12月

平成18年10月からB社に勤務しており、賞与については例年8月と12月の年2回に支給され、厚生年金保険料が控除されていた。年金記録を確認したところ、請求期間①から⑦までに係る賞与の記録がない。賞与明細書はないが、調査の上、当該期間について記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間②から⑦までについて、B社の事業主の回答、同僚の賞与明細書、C信用金庫本店営業部から提出された請求者に係る預金取引明細表及び請求者から提出された平成20年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間②から⑥までの標準賞与額を35万円、請求期間⑦の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

また、賞与支給日については、上記預金取引明細表及び同僚のオンライン記録により、請求期間②は平成18年8月11日、請求期間③は同年12月26日、請求期間④は平成19年8月10日、請求期間⑤は同年12月26日、請求期間⑥は平成20年8月8日及び請求期間⑦は同年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年8月11日、同年12月26日、平成19年8月10日、同年12月26日、平成20年8月8日及び同年12月26日の賞与について請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、事業主は、請求者に請求期間①に係る賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答している一方、当該賞与に関する資料は、商法上の保存期間10年を経過しているため廃棄処分しており、請求者の請求期間①に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない旨回答している。

また、B社を当時管轄していたD税務署及び請求者の当時の居住地であるE市は、社会保険料控除額の確認できる資料について、保存期間7年を経過しているため提供できないと回答している上、C信用金庫本店営業部は、請求期間①に係る取引明細は、取引明細取得可能期間の経過のため資料の提供ができない旨回答していることから、請求期間①に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100092 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100035 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 17 年 12 月 26 日及び平成 18 年 8 月 11 日の標準賞与額を 12 万円、同年 12 月 26 日、平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 26 日及び平成 20 年 8 月 8 日の標準賞与額を 15 万円、同年 12 月 26 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 26 日、平成 18 年 8 月 11 日、同年 12 月 26 日、平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 26 日、平成 20 年 8 月 8 日及び同年 12 月 26 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 26 日、平成 18 年 8 月 11 日、同年 12 月 26 日、平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 26 日、平成 20 年 8 月 8 日及び同年 12 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 26 日  
② 平成 18 年 8 月 11 日  
③ 平成 18 年 12 月 26 日  
④ 平成 19 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 19 年 12 月 26 日  
⑥ 平成 20 年 8 月 8 日  
⑦ 平成 20 年 12 月 26 日

平成 15 年 7 月から平成 21 年 8 月まで B 社に勤務し、例年 8 月と 12 月の年 2 回に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。年金記録を確認したところ、請求期間①から⑦までに係る賞与の記録がない。賞与明細書はないが、調査の上、当該期間について記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、B社の事業主の回答、同僚の賞与明細書、請求者から提出された預金通帳の写し及び平成17年分から平成20年分までの所得税の確定申告書A控により、請求者は、請求期間①から⑦までに賞与を支給され、当該賞与に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額を12万円、請求期間③から⑥までの標準賞与額を15万円、請求期間⑦の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月26日、平成18年8月11日、同年12月26日、平成19年8月10日、同年12月26日、平成20年8月8日及び同年12月26日の賞与について請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。